

平成23年度 第4回 いしかわ森林環境基金評価委員会議事要旨

日時 平成23年11月8日

場所 県庁行政庁舎 第1110会議室

1. 開会

2. 農林水産部長あいさつ

3. 議事

(1)「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性(中間とりまとめ)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について(事務局より説明)

委員長: ただいまの説明について、最終報告書に反映させる必要があるかといった観点から質問があればお願いしたい。

委員: 全体的に森林の公益的機能、これを維持するという目的を遂行するために有益、ないしは必要な事業、そこまでは拡大できると思う。そういう目的意識を持っていれば、(要望や意見に対して)これは採用できる、できないが決められる。概して賛成の意見が多いし、反対意見は森林環境税の目的以外に関する部分があるという印象はあった。

事務局: 中間とりまとめに賛成の意を示しているものは、概ね中間とりまとめに既に記載しているので特段修正しなくてもよいのではないかと整理している。ほかの施策で対応しているものも、概ねご理解して頂けるかと思っている。対応が困難なものは、ご意見はわかるが、森林環境税の中ではちょっと難しい、あるいは予算的に難しいといったことで、ご理解頂ければと考えている。

委員: 公益的機能を守るという環境税の目的からして、どこまで広げられるかという考え方を言ったのだが、税の視点からすれば、これは特定税だから、それが一般税化しないことが大切。これを踏まえて個別検討すれば、自ずと答えは出てくると思う。

委員長: 森林環境税は目的を狭く絞り込んでやったので、その目的からはみ出さないと言うことが重要。しかし、一般の方がこのような意見を持つことは当然なことではない意見が出されたと感じている。

野生獣という表現は、野生動物とかでなくてもよいか。

委員: 野生獣は、よく使われていると思う。獣害とも言うので。ここでは「大型野生獣」と言う意味だと思う。

事務局： 中間とりまとめを出した時点で野生獣と表現している。

委員： 竹林についてのコメントがずいぶん多い。奥地、水源の人工林という目的はあるが、日常的に街に住んでいる人が毎日目にするという背景があって、竹林のコメントが多くなっているのではないか。森林環境税は、きちんとした定義があってやられていると思うが、それと同時に県民の意識というのは、そこだけにとどまらず広がっていることの証左だと思う。今後のことを考えていく中で、税の原則は変わらないにしても、取り組み方は工夫した方がよいと思う。そうしないと、広く県民に意識を共有してもらおうと言っても、なかなか共有されにくいのではないかと思う。

委員長： 森林環境税は目的税なので、森林の整備を前面に出したのでこういう表現になっているが、また何か次に考えるときには、市民の関心が高いのは里山の竹林ということではないか。

委員： 人から聞いた話なのだが、水源の人工林というのは、昔、国や県が、かなり無理なところにまで造林を奨励して、本来管理できないようなところに植林をしたのが多かったのではないかという人もいた。その後、大きく経済情勢が変り、そういう過去の政策にはやむを得ない側面もあるとは思うが、そのようなことに森林所有者自身が翻弄されてきたのではないかと思う。森林環境税は、そのようなことにも取り組むものだと思うのだが、ここには、そのような意見は出ていないものの、そのような声もあるのではないかという気がする。

事務局： 県内の人工林が10万ヘクタール、全国的には1000万ヘクタールあり、これら人工林資源を造成したのは30～40年前の拡大造林期なのだが、それが適切に管理できるかといえば、経済状況等の問題もあり、転換点を迎えている。

ひとつは低コスト化を進め、経済的にペイできるような管理をして、一方では、管理できないものは針広混交林化を目指すという大きな2つの流れがある。そのような中で、なぜ各県で環境税をやっているかという、なかなか経済的にはなりたたないが、それをほったらかしにするわけにもいかないの、森林の機能を果たすために針広混交林化を進めるという意図があるものと理解している。

委員： そういうことはいろんなところに書かれているが、なかなか伝わっていないのではないかと思う。森林環境税の背景とかを理解してもらったとき、ボランティアの支援とか、イベントをするだけではうまくいかない。ソフト事業のやり方をいろいろ考えなければならないと思う。

委員長： 社会情勢は変わってきているので、当時はリーズナブルだと思ってやったことが、今になってみるとずいぶん無理していたなということも確かにあると思う。

事務局： 今のご意見は、森林施策全体として、あるいは県庁横断的な課題として受け止めさせていただきたいと思う。また、大変ありがたい意見をいただいたと思う。すなわち、県が実施する事業はいろいろな決まりの中で、絞り込み、実施しているが、県民の意識の方がずっと広がっているという話があったので、森林施策全体の中で幅広く把握して対応していきたいと思う。

委員： 財源には限りがあるので、対象事業はある程度限定せざるを得ない。
また、パブリックコメントの件数としては少ないが、対応が困難であるという意見も重視していただき、森林所有者自らがやるべきという意見は皆が持っていると思うので、今度は里山の竹林のこともあるので、なるべく税でやるんだということがわかるように、農林行政の中でしっかり啓発をやっていく必要があると思う。

(議事 2)「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性」(最終報告)について

委員： 12 頁の(2)の県民参加の森づくりの内容は、本来の森林環境税の趣旨からして、ものすごく幅広になっている。ソフト事業でそれらを行うことは悪いことではないが、税の趣旨につなげる工夫が必要かと思う。

委員長： 県民参加の森づくりは、森林全体の理解を深めてもらおうという趣旨で、ハードの方は手入れ不足林に限ってやる事業なので、確かにギャップは大きいと思うが、かといって目的税を一般に使うことも、今まで議論してきたように難しいと思う。

このほか特にご意見がなければ、内容については皆様にお認め頂いたとしてよろしいか。

それでは、今とりまとめていただいた内容を知事にご報告してよろしいか。